

## 令和7年 第10回農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号	1	農地法第3条の規定による許可申請について	R7.10.1	許可
議案第2号	1	農地法第4条の規定による許可申請について	R7.10.1	承認（進達）
議案第3号	1	農地法第5条の規定による許可申請について	R7.10.1	承認（進達）
議案第4号	1	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃借権)	R7.10.1	承認
	2	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃借権)	R7.10.1	承認
報告事項	1	非農地証明願いについて	R7.10.1	受理

# 令和7年 第10回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第10回総会
- 2・日時 令和7年10月1日(水) 午後15時00分～15時37分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室
- 4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定について 2件
- 報告事項 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて 1件

## 5・出席者 農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	○	前田 邦彦	4	○	佐藤 春菜	7	○	石橋 哲徳
2	○	田代 修一	5	×	石橋 一也	8(副会長)	○	岩永 嘉之
3	○	池田 美由紀	6	○	林 直司	9(会長)	○	藤 一郎

## 最適化推進委員

草野 正雄	—	高橋 哲宏	—
西山 英樹	吉永 幸勝	堀 敏彦	—

農業委員会事務局 江口恵美 坂井資幸 木寺康雄

## ○農業委員会総会議事録

### ○事務局

只今から令和7年第10回有田町農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに 藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

### ○会長挨拶

～会長挨拶～

### ○事務局

ありがとうございました。  
只今の出席委員は9名中8名です。  
定足数には達しておりますので、総会は成立いたします。  
それでは有田町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

### ○議長（会長）

日程第1議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）  
それでは本日の署名委員は、2番（ 田代 修一 ）委員、3番（ 池田 美由紀 ）委員によろしくをお願いいたします。  
続きまして、日程第2議案第1号農地法第3条の規定による申請1番について議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

### ○事務局

議案書のP1が申請内容で、P2に位置図、P3に航空写真を添付しています。  
～資料の読み上げ～

### ○議長（会長）

説明が終わりました。  
現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○●番委員

先日、現地に行って来ました。ここは、〇〇〇の〇〇〇を西に向かって行くと〇〇〇が下の方にあり、その〇〇〇からまた更に細い道を少し行った道際の左側の土地です。以前は〇〇〇地区と言って交付金を受けていた地区でしたが、現在耕作されている件数というか面積が激減して中山間から外れています。申請地に隣接する農地が譲受人の土地でもあり特段問題は感じられませんでした。

## ○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○最適化推進●番委員

譲渡人の〇〇〇〇さんには後継者とかいらっしやらないんですか。

## ○事務局

跡継ぎはいらっしやらないです。事務局にて知り得るだけでも次に耕作をしてくれる方がいらっしやる場合には手放されている状況です。

## ○最適化推進●番委員

どこの地区でも後継者不足という事ですな。

## ○議長（会長）

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号農地法第3条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成により許可されました。

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による申請1番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案書のP4が申請内容で、P5に位置図、P6に航空写真、P7に土地利用計画図、P8からP11に平面図・立面図を添付しています。

～資料の読み上げ～

## ○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○●番委員

29日に会長はじめ6人で現地確認に行っまいりました。場所の方は、○○○○○○より東へ100mほど行くと○○○○○○があり、その手前になります。○○○○○○沿いの農地で3筆が申請地ですけど、事務局からも説明がありましたように生活排水は公共下水道に接続されるという事で問題はありませんが、航空写真で見ますと申請地奥にも農地があるんですが道がありません。隣接同意は得られているので多分問題が出るか出ないか分かりませんが、○○○○建築申請が出されています。

## ○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

## ○●番委員

現地確認委員さんで報告がありました通りでして、この周辺の事をちょっと心配されていましたが、この周辺の方達はここ10年15年耕作放棄地という形で後継者もいません。了解はされていますので報告があった通りで特に問題はないかと思えます。

## ○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

## ○●番委員

今回初めて説明の中で建築物の高さ制限についてありましたが、ここの地区に制限があったんですかね。

## ○事務局

高さ制限はなかったかと。2階建て○○○○で極端に高くないような高さではないでしょうか。

## ○議長（会長）

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第4条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
出席委員全員賛成により、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。  
続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による申請1番について議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案書のP12が申請内容で、P13に位置図、P14に航空写真、P15に土地利用計画図、P16に現地写真を添付しています。  
～資料の読み上げ～

## ○議長（会長）

説明が終わりました。  
現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○●番委員

同じく先月29日に現地確認に行つてまいりました。場所の方は、○○○交差点から西の方に370mほど上つてきた所に位置します。今回購入される農地ですが隣接の中古住宅と一緒に購入されるわけですが、今後農地の一部が残される事になります。P16の写真で見ますと赤枠の少し上になり写真で見ますとほんの少しなんです、P14の航空写真で確認してもらえば分かりますように結構広い土地を誰がどう管理されるかが不安材料として残るのかと思つたところです。

## ○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

## ○●番委員

不動産屋の方がお見えになり説明いただきました。中古住宅を買われるにあたり分筆して申請しますという事でしたし、現地を見に行きましたけど周囲の農地には問題がないようでしたので問題はないかと思つます。

## ○●番委員

P14の航空写真で赤枠の申請地は西側の農地から分筆されています。分筆せずに購入されるのであれば良かったんですが、譲渡人の方も町外在住ですが草刈りなりなんなりして管理される必要があるという事になります。

## ○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号農地法第5条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成により、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による申請2番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案書のP17が申請内容で、P18に位置図、P19に航空写真、P20に土地利用計画図、P21からP23に平面図・立面図・断面図を添付しています。

～資料の読み上げ～

## ○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○●番委員

29日に現地確認に行っていました。場所は、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇から山手の西へ1kほど行った町道沿いの農地です。地目は田ですが、土砂が入れられていて田んぼとしては利用出来ない状態で畑として管理されている状態でした。排水計画については、合併浄化槽を設置され排水される計画ですので問題はないかと思えます。

## ○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

## ○●番委員

いつも通る道です。少し土地が高台になっていて、草刈り管理をされている土地です。締め切り前にバタバタして業者の方が来られ説明を受けたんですが、土地所有者のお父さんの了承もありご両親宅の傍という事もあり別に問題はないと思えます。

## ○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号農地法第5条の規定による申請2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成により、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第4号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（案）について申請1番から申請2番について一括して議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

農地利用集積等促進計画（案）について説明します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農業委員会の意見を聴取するものです。

申請1番

議案書のP24が申請内容で、P25に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請2番

議案書のP26が申請内容で、P27に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしていると考えます。

## ○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認の確認説明をお願いするところですけど、事務局にて事前確認されていて問題ないということです。

質問のある方は挙手を持って質問してください。

申請2番ですが、割田になっているようですがそれぞれ耕作されているんですか。

## ○●番委員

3筆3人の割田になっていて、申請地と東側の土地を〇〇〇の〇〇〇〇さんが耕作されていて、南側の土地は所有者の方が耕作されています。

## ○議長（会長）

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案) 申請1番から申請2番について、原案どおり「意見なし」と回答することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成により申請1番から申請2番は原案どおり「意見なし」と回答します。

採決は一括して行います。

最後に報告事項があるように事務局からお願いします。

## ○事務局

P28をお開きください。9月総会で許可相当として知事に意見書を提出した5条案件の取り下げが提出されています。

～資料の読み上げ～

## ○議長（会長）

一身上の都合という事のようにです。

以上で、本日の議事事項について全て終了いたしました。その他ございませんか。（なしの声）

無いようですね。

これにて、令和7年第10回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、11月4日（火）の予定です。

総会 15時37分終了